

総務常任委員会

平成27年3月17日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎小林 誠	○辻 善次	吉野 俊明
伴 吉晴	小野 隆雄	木澤 正男
中西 議長		

2. 欠席委員

嶋田 善行

3. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
教 育 長	清水 建也	総 務 部 長	乾 善亮
総 務 課 長	黒崎 益範	同 参 事	谷口 智子
同 課 長 補 佐	仲村 佳真	企画財政課長	面卷 昭男
同 課 長 補 佐	福居 哲也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
税 務 課 長	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	木村 隆幸
会 計 管 理 者	西川 肇	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教 委 総 務 課 長	安藤 晴康	生涯学習課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	平田 政彦

4. 会議の書記

議会事務局長	寺田 良信	同 係 長	大塚 美季
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 小野委員、木澤委員

委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので。

なお、嶋田委員からは、欠席の通告を受けております。

ただいまより、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名をいたします。

署名委員に、小野委員と木澤委員のお2人を指名いたします。お2人には、よろしく願いをいたします。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、本会議からの付託議案であります（1）議案第1号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例についてを議題といたします。

なお、各課報告事項の（1）公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例施行規則（案）については、本条例と施行規則の関係ですので、あわせてご説明をお願いしております。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付託議案（1）議案第1号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例について、ご説明をさしあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書末尾につけており

ます要旨をごらんください。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、公益的法人等への職員の派遣の実施に関し、派遣先団体との間の取り決めの内容や派遣職員の給与の取り扱い等について必要な事項を定めるものでございます。

次に、1. 主な制定内容についてでございます。

（1）職員の派遣、第2条関係についてであります。①任命権者は、規則で定める団体との取り決めにに基づき、当該団体の業務に専ら従事させるため、職員を派遣することができる旨を定めております。

ここで、規則に定める団体についてご説明をさしあげたいと思います。恐れ入りますが、お手元にお配りをいたしております資料の1番の、公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例施行規則（案）をごらんください。2枚目の要旨をもって、ご説明をさしあげます。

公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例に基づき、派遣先団体等の必要な事項について定めるものでございます。

1. 主な制定内容、（1）派遣先団体、第2条関係についてであります。条例第2条第1項の規則で定める団体は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会とします。

2. 施行期日についてであります。この規則は、条例の施行期日にあわせて、平成27年4月1日から施行をいたします。

恐れ入りますが、条例の要旨に戻っていただけますでしょうか。

1の主な制定内容（1）、②でございますが、派遣することができない職員は次のとおりしております。ア臨時職員又は任期付職員、イ非常勤職員、ウ条件附採用職員、エ職員の定年等に関する条例の規定により引き続き勤務させることとされている職員又は期限を延長することとされている職員、オ休職又は停職処分中の職員若しくは職務専念義務を免除されている職員。

次に、③法に定めるほか、職員派遣に当たって派遣先団体との間の取り決めにより合意しておくべきものとして条例で定める事項は次のとおりしております。ア福利厚生に関する事項、イ派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項であります。

次に、（２）派遣職員の職務への復帰、第３条関係についてであります。職員派遣を継続することができないまたは適当でないとする場合として、派遣職員を職務に復帰させる場合の要件を、次の①から⑦のとおり定めるものとさせていただきます。①派遣先団体の役職員の地位を失った場合、②法又は本条例の規定に適合しなくなった場合、③派遣先団体との間の取決めに反することとなった場合、④地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）に規定する分限処分事由（降任又は免職）に該当することとなった場合、⑤地方公務員法に規定する分限処分事由（休職）に該当することとなった場合、⑥地方公務員法に規定する懲戒処分事由に該当することとなった場合、⑦災害等により生死不明又は所在不明となった場合であります。

次に、（３）派遣職員の給与、第４条関係についてであります。町は、派遣先団体において、地方公共団体の委託を受けて行う業務等、法第６条第２項の規定する業務に従事する派遣職員に対し、職員派遣期間中、給料及び扶養手当等各種手当のそれぞれ１００分の１００以内を支給することができる旨を定めるものとさせていただきます。

次に、（４）職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例、第５条関係についてであります。職務に復帰した職員が派遣先での負傷等により休職にされたときの給与の取り扱いについて、派遣先団体において従事していた業務を公務とみなす旨を定めるものとさせていただきます。

次に、（５）派遣職員の復帰時における処遇、第６条関係についてであります。派遣職員が職務に復帰した場合における職務の級、給料月額及び昇給の号給数については、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、必要な調整を行うことができる旨を定めるものとさせていただきます。

次に、（６）職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当の特例、第７条関係についてでございます。職員派遣後、職務に復帰した職員が退職した場合の退職手当の取り扱いについて、奈良県市町村総合事務組合退職手当支給条例（昭和６２年２月奈良県市町村職員退職手当組合条例第１号）に定めるところによる旨を定めるものとさせていただきます。

次に、施行期日についてでございますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、付託議案（1）議案第1号 公益的法人等への斑鳩町職員の派遣等に関する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜り、原案どおりご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 この条例制定については何ら異論はないんですがね、条例施行の規則なんですがね、規則も、もう2条からなる、実質的に1条になるからね、2条に社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会という。規則については議会の議決も必要としないんですが、やはりポイントとなるのがこの、どういう団体に派遣するんだと、職員をね。これ、今後、またふえてくる可能性もありますしね、そのことについては、今のところ社協へそうして出していくと、それでこんな条例を制定しているということで、その施行規則の中では社協が1つあがってくる。それは規則でそれは制定していったら、こんなこと言うたらいかんけど、自由にそういう団体をふやしていける、規則やから議会へも、もちろん報告してもらいますやろうけどね。だからそういうことが今後生じたときは、必ず前もって議会への報告なり、協議をしていってもらえるようなことでお願いしておきたいんですが、その点はどのように考えておられるんですか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 委員おっしゃいますように、今回は一応社会福祉法人の社会福祉協議会に職員を派遣していきたいということで、条例、規則を制定させていただきました。

委員おっしゃいますように、今後またそういう形で職員を派遣するということになる予定の場合は、議会のほうに報告を必ずさせていただきますので、今回こういう形で社会福祉協議会ということでございますの

で、ご理解いただきたいと思います。

一応今、想定しております可能な公益的法人といいますのは、公益財団法人の斑鳩町文化振興財団、あるいは一般社団法人の斑鳩町観光協会が想定されます。

小野委員 観光協会は一般社団法人。そうしたら、公益的法人というのと、公益法人、財団がね、ちよつとこう、ごっちゃになってくるような気がするんですが、その点はどこで。

総務部長 この公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、これがございます。この中で、公益的法人等という中に、公益社団法人あるいは一般社団法人、こういうのが全部含まれます。一応限定的にこういう形の法人に派遣できるというように、法律のほうで規定はされておりますので。そういうことでございます。

委員長 ほかに何か。 木澤委員。

木澤委員 これ、社会福祉協議会の地域包括センターのほうに、保健師の方ですね、派遣されるということで、期間はいつからいつまでと考えておられるんですか。

総務部長 一応今、地域包括支援センターは社会福祉協議会のほうに委託という形でさせていただいております。これを直営に、地域包括ケアのシステムの構築の関係もございますので、直営にしていきたいということでございますので、直営するまでの間ということで今のところ考えております。

木澤委員 もともとそういう今後の方向性のことも含めてお聞きはしていましたが、今回派遣するのは、地域包括センターのほうで人手が足りないからそれを埋めるという形ではないんですね。

委員長

池田副町長。

副町長

地域包括センターの機能充実を図ると、そういうのが第一の目的でございます。そうした中で、今後の地域ケアシステムのよりよい構築を図っていききたいと、それは将来的には念頭にありますので、この目的を達成するために本条例を設定させていただいております。

木澤委員

そうして条例をつくって派遣されることについて特に異議はないんですけども、これまでせやからこういう形で派遣をされてきたことはなかった、今回新しくされるということで、条例ができて、つくろうとしてはるのかなということなんですけど、またちょっと別になるかもしれませんけど、県のほうに職員さん、交換で来てもうたりとかいうことをしていますやんか。あれはどういった取り組みによるものなんでしょうか。

委員長

乾総務部長。

総務部長

県の実務研修という制度と、それから相互派遣という制度、2種類がございます。相互派遣というのは、県の方も来ていただいて、町のほうの職員が行くという形で、交換、交換というか相互研修という形になりますけども、実務研修というのは、職員の研修という形で、町の職員が県に研修に行くという形の2種類の研修制度がございます。

それと、これの今の派遣とは異なると。研修という形で行っているという形でございます。

委員長

ほかにございませんか。 伴委員。

伴委員

この上の、第2条関係、職員の派遣の②の、このウの条件附採用職員って、これ、具体的には。この条件附採用職員って、僕あまり知らなかったんですが、どういう方を示すわけでしょうか。

総務部長

例えば4月に、新規採用職員が4月に採用されまして、6か月間は一

応条件附採用というふうになっておりますので、これを条件附採用という
こととさせていただきます。

(「見習いでんな」と呼ぶ者あり)

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ご
ざいせんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、当委員会として満場一致で可決すべ
きものと決しました。

次に、(2) 議案第2号 春日古墳調査検討委員会条例についてを議
題といたします。

理事者の説明を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習 それでは、1. 付託議案、(2) 議案第2号 春日古墳調査検討委員
課長 会条例について、ご説明申しあげます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

生涯学習 それでは、議案書の末尾の要旨をごらんいただけますでしょうか。

課長 春日古墳につきましては、斑鳩町法隆寺西1丁目、藤ノ木古墳の北東

約150メートルに位置している個人住宅内に存在する古墳でございます。未盗掘の可能性が高く、その位置から、藤ノ木古墳との関係性についても注目をしているところでございます。こうしたことから、その調査方法等について検討する本委員会を設置し、所掌事項等について規定するものであります。

主な制定内容につきましては、（１）設置では、第1条関係として、本委員会の設置について記載しております。

（２）所掌事項では、第2条関係として、春日古墳の調査にあたって必要な事項としております。

（３）組織では、第3条関係として、委員数を8名以内、委員構成については、学識経験を有する者、関係機関の職員としております。

（４）任期では、第4条関係として、委員の任期を2年としております。

（５）作業部会では、第8条関係として、委員会に作業部会を置くことができるとしております。

施行期日等につきましては、施行期日は、平成27年4月1日から、有効期限は、委員会の目的を達した日をもってその効力を失うとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第2号 春日古墳調査検討委員会条例についての説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 伴委員。

伴委員 組織の中の、第3条関係の、関係機関の職員さんっていうのは、具体的にはどういう方を示しておられるんですか。

生涯学習課長 県の教育委員会なり、それから橿原考古学研究所の연구원ですね、それから奈良文化財研究所等々、そういった研究機関を指しております。

伴委員 それならこれ、委員数8名で、学識経験の方、今の回答ちゅうかね、

あれで言いますと、そっちにも入るのかなと思いつながら聞いたんですが、この比率、学識経験を有するものと関係機関の職員さんの比率っちゅうか、その辺はどんな感じで考えておられるんですか。

生涯学習課長 現段階でございますが、専門家の方々に4名、それから関係機関で4名で現在考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 今回、春日古墳調査検討委員会という形で新しく立ち上げていただきますけども、これまでも、藤ノ木古墳やったり、中宮寺跡やったり、いろいろ検討委員会があると思うんですけども、そこに入っている学識経験者の方とかと同じ方に入っていくような形なんですかね。また別の方で構成されるんですかね。

生涯学習課長 あくまで今の、現段階ではございますが、例えば今おっしゃられました史跡中宮寺跡の整備検討委員会の委員さんには、お声がけさせていただき予定はしております。

木澤委員 そうしましたら、やっぱりいろいろそういう、専門がいろいろあるかもしれないけども、古墳とかの調査にかかると、やっぱり同じような経験をお持ちの方に、また、またっていうかな、いくつか複数にまたがってお願いするという形もあり得るといふふうに理解しておいたらいんですか。

生涯学習課長 そうですね。例えばこの先ほど提出しました中で、藤ノ木古墳と関係性が深いかもしれないというところでは、藤ノ木古墳の調査を担当された先生というのは考えているところではあります。

木澤委員 そうしましたら、古墳自体が関連性があるかもしれないというところも、いろいろ調査をする中では町のほうも見ていって、単に考古学の専

門家やからってということだけじゃなしに、そういう関連性も考えた上で、今、藤ノ木古墳の整備検討委員会に入っているような方に声をかけるということで理解をしておいていいんですか。

生涯学習 課長 委員長 はい、それで結構でございます。

課長

委員長 小野委員。

小野委員 たしか藤ノ木古墳は地番を持っていて、大蔵省になったか。これは個人の屋敷の中にこの春日古墳というのが存在しているということなんですけどね、古墳であるということだったら、国有財産になっておる可能性が多いんですわね、もともとからね。それらについてはもう、全くその屋敷の中の同じ地番っていうんですか、所有権もその方のものになっているとか、そういう調査も行っておられるんですかね。その点ちょっと確認したいなど。

生涯学習 課長 地番のほうは当然調べておりまして、完全に個人の方の所有となっております。以上です。

小野委員 それで、それが春日古墳という名前のものであるということで、この名前をつけて、藤ノ木古墳も、藤ノ木の近くにあるので、もちろん大蔵省だったと思うんですが、そこの所有ということで、古墳、陵か何か、そういう地目ではなかったかなと思うんですけどね、その地目は何になっておるんですか。

生涯学習 課長 委員長 山林と宅地になっております。

課長

委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第5号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付託議案(3)、議案第5号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例について、ご説明をさしあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書末尾につけております要旨をごらんください。

国民の権利利益の保護の一層の充実を目的として、行政手続法(平成5年法律第88号)が改正され、平成27年4月1日から施行されることとなっております。今回の改正により、新たに、行政指導の方式、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が追加されました。

地方公共団体において、行政手続法の改正内容は、法律に根拠を有する処分についてのみ適用がなされ、地方公共団体が条例に基づき行う処分及び行政指導に対しては適用されませんが、地方公共団体においては、

行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。このため、今回の行政手続法の改正内容に準じ、本条例において同様の規定を設けるため所要の改正を行うものでございます。

次に、1. 主な改正内容についてでございますが、(1) 行政指導の方式、第32条第2項の新設規定についてであります。行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使できる旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使できる根拠条項等を示さなければならない旨、規定しております。

次に、(2) 行政指導の中止等の求め、第33条の2の新設規定についてであります。①法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、その行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思量するときは、行政指導をした町の機関に対し、申出書を提出し申出を行い、行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる旨、規定しております。

次に、②申出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない旨、規定しております。

次に、(3) 処分等の求め、第33条の3の新設規定についてでございます。①何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、処分又は行政指導をする権限を有する町の機関に対し、申出書を提出し申出を行い、処分又は行政指導をすることを求めることができる旨、規定しております。

次に、②申出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、その結果、必要があると認めるときは、処分又は行政指導をしなければならない旨、規定しております。

次に、(4) 用語の整理についてであります。今回の行政手続法の改正において、「名あて人」という用語が「名宛人」、ひらがなの「あて」を漢字に改正されたことから、本条例においても同様に用語の整理

を行うものでございます。

次に、２．施行期日等についてであります。

(１) 施行期日についてであります。本条例は、平成２７年４月１日から施行するものであります。

次に、(２) 斑鳩町町税条例の一部改正についてであります。本条例の改正に伴い、斑鳩町町税条例(昭和４６年３月斑鳩町条例第９号)において本条例を引用する条項について整理を行うものでございます。

以上で、付託議案(３) 議案第５号 斑鳩町行政手続条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この改正自体は必要なことだと思いますので結構やと思うんですけども、これまで事案としてこれの対象になるような事案というのは実際にあったんですかね。住民さん、手続きすごいわかりづらいなと思われましたのでね、こういうふうに変更されるんでしたら、わかりやすい形で活用できるように働いてほしいなと思うんですけども、これまでに対象になるような事案ってあったんですかね。

総務課長 今回このように手続きがきちりと定められましたが、今までもそういった申し出については、口頭等による申し出が行われており、適宜それに対応はしていたという状況でございます。

木澤委員 これまでにもあったということで、それがより手続き的にも明確になってきているということなので、やっぱり住民さんの権利ですので、それは行使できるような形で町としてもきちっと対応していただきますようお願いしておきます。

委員長 伴委員。

伴委員　　まあこれ、法律に根拠を有する、まあ言うたら許認可等なんかでよく
弁明、聴聞ってというような感じの、まあ言うたら許認可を受けたほうか
らのそういうような異議申し立てのようなやつがあると思うんですが、
この、行政指導に対して、今度、申出書という形にされていると。そや
から弁明、聴聞に比べると、この申出書のほうが簡易に、まあ言うたら
その辺の、こう、おかしいんじゃないかということ言うていけるような
形には。申出書自体が非常に、まあ言うたら出しにくいような申出書に
なるようなことはないわけですな。

委員長　　黒崎総務課長。

総務課長　　委員がおっしゃるとおりでございまして、行政指導、処分に対する申
出書を、行政手続条例のほうともなっております。そして、聴聞に関す
る規則につきまして、おっしゃるように、弁明とかそうした機会を与え
るために別の規則でございまして。

伴委員　　結局、まあ言うたら普通に、許認可のようなのに比べると、行政指導
のほう非常に、まあ言うたら異議申し立てをしやすいという形。今ま
でから口頭でというちょっと話もありましたけど、それが書類で提出す
るということで、その申出書自体が、まあ言えば比較的誰でもが、こう、
申し出できるような形になっているんですかと、こういうことなんです
が、ちょっとそのあたり、もう1度お願いしたいんですが。

総務課長　　はい、誰でもそういった形で申し出が行えるような形になっておりま
す。

委員長　　ほかにございせんか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第6号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付託議案(4)議案第6号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましては、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の末尾につけております要旨をごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、同法を引用する条項について整理を行うものでございます。

まず、改正内容についてであります。 (1) 目的、第1条の改正規定についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、同法を引用する条項の整理を行うものであります。

次に、施行日についてであります。この条例は平成27年4月1日から施行することといたしております。

以上で、付託議案（４）議案第６号 斑鳩町職員定数条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申しあげます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この法改正に伴って、今回条例でもいくつかの条例にかかわって改正されるんですけども、前回でしたかね、この体制が変わることについて報告を受けまして、私も一般質問なんかでも指摘された問題点については心配していますということで意見は述べさせていただいたんですけども、これ、法改正自体はね、私はあまり賛成ではないんですけども、実際それが町の条例になっていって体制ができていくという中で、どう見ていくべきなのかなというふうに思っているところです。いろいろやっぱりこの教育行政の組織なんかが変わっていくことについて、非常にやっぱり心配される声もある中で、国のほうとしても、それに対応して、いろいろ規則なんかをつくりなさいよということで通知を出しておられると思うんです。そうした注意点なんかですね、今後制御されていくことになるかなと思うんですが、そうした国の通知に対して町のほうとしてはどんな認識を持っているのかなと。今後、規則なんかの整備についてはどんな形になっていくのかなと思いますので、この条例改正にあわせてその点についてもお尋ねをしておきたいと思うんですけども。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 ただいま、教育委員会制度のですね、見直しに係りまして、規則であるとかですね、事務の進め方、考え方についてですね、ご質問いただきました。

昨年７月にですね、文科省よりこの見直しに係る通知が出されております。その通知を参考としてですね、現在その事務を進めているところですが、考え方が一部まだ示されていないといった部分もございます。

県に照会かけたりですね、近隣、担当者会議を開いたり、また、近隣市町とも情報交換しながら進めているところでございますけれども、それぞれ教育委員会の実情に応じたですね、取り組みというのが必要だろうというふうに考えておりますので、そのあたりを十分に考えながら、今その事務を進めていると、そういったところでございます。

木澤委員　これからいろいろそうして細かいところが決まっていく中で、またそうしたらこちらのほうもいろいろ追っかけていろいろ聞かせていただきたいと思います。

やっぱりですね、教育委員会の自主性とか、独立性とかというのが、これまでどおりきちっと守れるような形を維持していただきたいなというふうに思いますので。さらに、この体制が変わるもとはありますけども、教育委員会のいろいろな活動が充実していけるような体制づくりとこののをあわせてお願いをしておきたいと思います。

そうしたら、また今後いろいろ聞かせていただくということで、今回については理解をさせていただきます。

委員長　ほかに質疑はございませんか。

(な し)

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
理事者の説明を求めます。 安藤教委総務課長。

教委総務
課長

それでは、付託議案（５）議案第 7 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

初めに、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

教委総務
課長

それでは、最終ページの要旨をもって説明いたします。要旨をごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行により、本年 4 月 1 日から、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化を図ることなどを目的とした教育委員会制度の見直しが行われ、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長を設置することに伴い、委員長の報酬を削除するとともに、先ほど議案第 2 号でご審議いただきました、斑鳩町法隆寺西 1 丁目に所在する春日古墳の調査に関する事項を検討することを目的とした春日古墳調査検討委員会を設置することに伴い、当委員会委員に支払う報酬及び費用弁償を定めるため、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容でございますが、（１）別表中に規定されております教育委員会の委員長の報酬を削除すること、また、（２）春日古墳調査検討委員会の委員の報酬等を加えることとし、報酬として日額 8,000 円を支給することとしております。その他旅費につきましては表に記載のとおりとなっております。

次に、2. 施行期日等でございますが、（１）平成 27 年 4 月 1 日から施行することとし、また、（２）教育委員会制度の見直しに係る経過措置といたしまして、施行日において現在の教育長が在職する場合は、

その任期が満了するまでは、改正後の別表第1項、教育委員会の委員長の報酬の削除でございますけれども、適用しないとしております。

以上で、議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本案については、当委員会として満場一致で可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第8号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付託議案(6)議案第8号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の要旨をごらんいただきながら説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の最終ページにつけています要旨をごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成27年4月1日から施行されることに伴い、施行日以降に新たに任命する教育長の身分が特別職となるため、特別職報酬等審議会の所掌事務に教育長の給料の額に関する規定を追加する改正を行うものでございます。

次に、1. 改正内容についてでございますが、(1) 所掌事項、第2条の改正規定についてであります。特別職報酬等審議会の所掌事項に教育長の給料の額に関する規定を加えるものであります。

次に、2. 施行期日等についてであります。 (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。(2) 経過措置についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しないこととしております。

以上で、付託議案(6) 議案第8号 斑鳩町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

条例改正自体はいいと思うんですけども、今、教育長の任期っていうのはいつまでで、新しくこの特別職に変わられるということで、この報酬審議会自体がそれに伴って開催されるのかどうか、そのことを確認しておきたいと思います。

委員長

清水教育長。

教育長 任期については私のほうから説明をさせていただきますけども、本年、平成27年の10月26日が任期満了の日になってございます。

委員長 乾総務部長。

総務部長 この特別職報酬等審議会の関係でございますけれども、この条例改正によりまして、教育長も特別職のこの報酬審議会の審議事項の中に入れると、教育長の給料についても入れるということでございますので、今、現教育長の任期中はこのままの金額でいかせていただいて、その任期が切れる間に審議会を開かせていただいて、そして議会の皆さま方とか、あるいは町長、副町長、教育長も含めて妥当な水準にあるかどうかというのを審議させていただきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(7)議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長

それでは、付託議案（7）議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の末尾のほうにつけております要旨をごらんください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)が平成27年4月1日から施行されることに伴い、施行日以降に新たに任命する教育長の身分が特別職となるため、職務専念義務の特例に関する規定を定めるなど所要の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容についてであります。

（1）目的、第1条の改正規定についてであります。教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の改正に伴い、同法を引用する文言を削除するものであります。

（2）給与の支給、第3条の改正規定についてであります。教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置され、新教育長は教育委員としての身分は有しないこととなることから、教育長が教育委員会の委員長または委員として報酬の支給を受けるときの規定を削除するものであります。

（3）職務専念義務の特例、第6条の新設規定についてであります。教育長は、次の①から④のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができるものであります。ただし、天災地変その他やむを得ない理由により、あらかじめ承認を求めるときは、事後に承認を求めることができるものであります。①といたしまして、研修を受ける場合、②厚生に関する計画の実施に参加する場合、③交通機関等の事故等不可抗

力による場合、④前3号に規定する場合を除くほか、教育委員会が規則で定める場合であります。

次に、2. 施行期日等についてであります。 (1) この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。(2) 経過措置についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しないこととしております。

以上で、付託議案(7) 議案第9号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 まず1点確認なんですけども、これまで教育長は教育委員として身分があったんですね。そのときには、報酬はどんなふうになっていたんでしょうか。

委員長 清水教育長。

教育長 その当時も、この法律が生きておりまして、当然でありますけども、二重ではいただいております。

木澤委員 わかりました。

それともう1つ、今度、教育委員長と教育長が一本化されるということなんですけども、もともと教育委員長っていうのは教育委員会のメンバーの中から委員長を決めてはったんですけども、それが今度新しく教育長、教育委員長と教育長が一本化されて、今度は教育委員会の委員ではなくなってしまうというのがもうひとつよく理解できないんですけども、どんなふうに理解をしたらいいんでしょうかね。

教育長 一番わかりやすく考える言い方をしたらね、教育委員さんは、新しい教育長を除く4人ですけども、教育委員会は教育長とその教育委員さん4人で構成されるというふうにご理解いただければいいと思います。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
よって、議案第9号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(8)議案第10号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 黒崎総務課長。

総務課長 それでは、付託議案(8)議案第10号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさしあげます。
まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

総務課長 本議案の内容につきましては、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明をさしあげます。恐れ入りますが、議案書の末尾につけております要旨をごらんください。

平成26年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告が平成26年8月7日に行われ、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が改正されたことに伴い、この改正に準じ、当町の一般職の職員の給与改定等の改正を行うものでございます。

初めに、1. 主な改正内容、（1）人事院勧告の内容に準じた給与改定、①給料表の改定についてであります。平均改定率2.0%の引き下げを行うものであります。ただし、激変緩和のため3年間の経過措置、現給保障措置を設けるものであります。

次に、②地域手当の支給割合の改定についてであります。改定前、現行3%から、段階的に6%へ引き上げを行うものであり、平成27年4月1日から平成28年3月31日までは4%、平成28年4月1日から平成29年3月31日までは5%、平成29年4月1日以降は6%とするものでございます。

次に、③管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大についてであります。管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に対しても、勤務1回につき、職務の級が7級の職員には、6,000円、職務の級が6級の職員には4,000円、職務の級が5級の職員には4,000円の手当を支給するものでございます。

次に、（2）平成26年度定期監査結果に基づく勤務1時間当たりの給与額の算出の見直しについてであります。時間外勤務手当等の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、住居手当の月額及び特殊勤務手当の月額を含めず、給料の月額及び地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額をその年度における年間の日数から週休日及び休日等の現日数を差し引いた日数に勤務時間を乗じたもので除した額に改めるものでございます。

次に、（3）その他についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日から施行されることに伴い、施行日以降に新たに任命する教育長の身分が特別職となることに伴い、用語の整理を行うものであります。

次に、2. 施行期日についてであります、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、付託議案(8)議案第10号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議賜りまして、原案どおりご可決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます、以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今回、給与表としては2%下がりますけども、現給補償があって、さらに地域手当については段階的に上がっていくということで、実際の等級によって違うんでしょうけども、職員さんが受け取る給料が減る方がいるのかどうか、具体的なところをちょっとお聞きしたいんですけども。

総務課長 現給補償がされますので、実際に職員がですね、4月以降受け取る給料の月額には影響はございません。給与表につきましての改正表のほうは、改正する率は、給与表は下がるんですけども、実際に受け取る額については現給補償があります。それプラス地域手当の分の1%がふえますので、全てその分はふえてくるという形になります。

木澤委員 3年間はそないして現給補償ありますけど、その3年を越えるとどんなふうになるんでしょうかね。下がってくる人はあるんですか。

委員長 乾総務部長。

総務部長 その3年間の間に、昇給がございます。現給補償に昇給が追いついて逆転、逆転というか昇給が上回った場合は、その上回った額で支給します。昇給が上回らなかつたら、3年後には現給補償はなくなりますので、昇給分しか上がらないということになりますので、逆に下がるという職員は出てきます。その間に人事院勧告とかいろいろ、改正がなければ下

がるという結果になります。

木澤委員 実際だからどれぐらいの人がその3年後、3年たってから下がることになるのかなど。

総務部長 今度の給料の改定の下げ幅が大きいのは、等級の高い、給料の高い職員でございますので、3年後に逆に下がるという職員は、3割ぐらいは下がるだろうというふうに、今、見込んでいますけれども、ただこれ、調整手当がありますので、その分を差し引いたら、全体の給料としては下がらないという職員もその中にはいるということでございます。

木澤委員 そうした状況、いろいろ組合なんかとも話はされているかと思うんですけども、先ほど、先ほどっていうか監査委員さんから指摘があった超勤の単価の計算の関係も含めてですね、組合とどんな話し合いをされて、組合のほうはどんな態度というのか、確認しておきたいと思います。

総務部長 組合のほうには、この人勧の分ですね、この分については、当然人勧どおり実施をしますので、これは組合のほうも了解をしております。勤務1時間当たりの給与額の算出の見直し、これについては監査委員さんからのご指摘もでございます。この財政的なこともございますので、その辺を説明をさせていただいて、組合側もやむを得ないという返事をいただいております、その後、組合からも何ら申し入れがございませんので、了解をさせていただいたと、了解をさせていただいているという認識をしております。

木澤委員 組合のほうもそういうふうに合意をしているということでもありますので、私も今回のこの改定については了解したいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(9)議案第11号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、付託議案(9)議案第11号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例についてをご説明申しあげます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

本議案は、大字龍田財産区特別会計を廃止するため、地方自治法第149条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本議案の内容につきまして、議案書の要旨をごらんいただきながらご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の末尾の要旨をごらんください。

大字龍田財産区につきましては、課題となっていた水利権の解決が図られましたことから、平成27年3月31日をもって大字龍田財産区の財産を斑鳩町に寄附いたします。この寄附により、大字龍田財産区が消滅することから、財産区の歳入歳出を経理していた大字龍田財産区特別会計を廃止するものでございます。

なお、施行期日は、平成27年4月1日から施行いたします。

また、経過措置として、この条例による改正前の大字龍田財産区特別会計の平成26年度の収入及び支出並びに同年度の決算につきましては、なお従前の例によります。この場合におきまして、同年度の決算上余剰を生じたときは、これを斑鳩町一般会計に繰り入れるものいたします。

以上で、議案第11号 斑鳩町特別会計条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員 要旨に書かれている、「課題となっていた水利権の解決が図られたことから」ということなのですが、下司田池水利組合解散したのが何月でした。

企画財政 平成26年10月の31日でございます。

課長

小野委員 その時点で、「水利権の解決が図られたこと」になるんだと思うんですがね、それを3月議会。10月ですから、12月議会にも提出することが可能だったと私は考えています。今さらどうっちゅうことはないんですがね、このようにその事態が起きて、それから次のことというのが起きていくというのは、予算審査の中で、本来でしたらこの大字龍田財産区特別会計というのが予算書にあがってきてあるのが、この条例が可決になって初めてなるんだと私は考えているんですよ。時間差っていう考え方もありますし。それが12月議会の閉会後にね、そういうことが起こってきたんだったら、私はいたし方ないかなとも思います。今後このようなことがあれば、次の段階、もうこの、今、この要旨にも書かれているように、「水利権の解決が図られた」ということで、そのことについては担当の総務常任委員会にいろいろと報告もいただいていますから、そのことが解決されたということで、次の段階としてね、10月だ

ったら12月に、もうこれ報告しておられるんだと思いますが、次のときに、その12月議会にも条例改正を出していただきたかったなと思うんですがね。

今後、こういうこともいろいろ、議会というのは生き物ですので、やはり的確に機会を、そういうものを上程して議決をとっていくようなのが私はいいんじゃないかなと思いますけど、今後のことについてもちょっとお示し願いたいなと思います。

企画財政課長 今回は3月議会上程をさせていただいたところですが、今後、このような形で特別会計の廃止なり出てきましたならば、議会のほうにもご相談あげさせていただきまして、その上程する、いつの議会がいいのかどうかというところもご相談を申しあげながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

小野委員 3月議会が予算議会ですのでね、そういう項目があるということで、間に合ったということで、10月31日に解散ということで、水利組合からもそういう手続き的なことも全て解決したと。

私、偶然、水利組合長ともこの前ちょっと話しする機会があったのでね、話ししましたが、担当課長がもう積極的にいろいろ話ししてくれたからもう解散したと、そういうことも聞いています。ただ、水利組合解散するについては、組合長としても大分いろいろ組合員に話をしてもらわなかったし、ご苦労やったなということで言うてましてんけどね。せっかくそうして10月31日に解散っていう形でできているんだったら、予算のことも、予算審議する3月までにはこういう条例改正も出していたら、もっとスムーズにいったのかなと思っています。それだけちょっと、また今後のこともありますので、お願いいたします。結構です。

委員長 木澤委員。

木澤委員 この廃止されることに別に異議はないんですけども、これまでも財

産区という形で、それで実際に管理してきたのは町のほうになりますので、特に影響はないかなと思うんですけど、その周辺の住民の皆さんに、こういう形で特別会計は廃止になりましたよと、それでもともと持っていた財産については町のほうに寄附されますよという周知なんかについてのは必要なかどうなのか、その辺のところはちょっとわからないので、町のほうの考え方、聞いておきたいと思います。

企画財政
課長

委員申されましたとおり、財産区でありましても、これまで町のほうで管理させていただいていたところでございます。いろいろご意見をいただく中で、町のほうにもいろいろ、こうしてほしい、ああしてほしいというか、ここがちょっと壊れているよということになったら私どものほうが行っていたところでございますので、別段、町民さんにとって管理者が変わるといってもないので、現在のところその周知というのは考えていないところでございます。

委員長

小野委員。

小野委員

今後、町がいろいろ利活用について、議会とも、地元も相談しながらやっていくということは聞いておりますねんけど、今、2月にあの地区は14条地図作成の中で、全て登記が直ってきていると思うんですがね、聞いていますと、1か所については筆界未定で過ごされているように思うんです。それはやむを得ないのかなと、そのように思っていたんですが、今後、これを利活用していく上にはね、必ずその対象の土地の方といろいろ境界を確定しなければいけないということがあるんです。14条のとき、しょうがないのかなということも、いろいろな要素があったのでね、その方がもう筆界未定でいくということになったら、こちらが強制的にも言うことはできなかったと思いますし。利活用する前に、筆界が未定である土地っていうのは、これはもう、物すごく困難なことなんです。だから、その財産区財産というより、もう斑鳩町の土地という形になりますのでね、早急にね。というのは、利活用していくときにいろいろな要素、境界が確定していないんだからどうやこうやということ

にもなってくると思います。それは早急に、本腰入れてその方と話をし
て境界を確定しなければいけないと思いますので、その点、どのように
考えておられるのか、ちょっとお示し願えますか。

企画財政
課長

委員申されますとおり、池の南側のところで、それぞれの主張が合わ
ず筆界未定となったところがございます。委員申されますとおり、今後
の利活用に当たりましては、この筆界未定につきましては課題となって
まいりますことから、鋭意その方と今後協議する中で取り扱ってまいり
たいというふうに考えているところでございます。

小野委員

付け加えますとね、以前に釣堀としてのいろいろなことで住民からの
苦情が出てきた、その1つとしてね、境界がはっきりしない、ずれてく
るということからの発端、それから騒音とか、異臭っちゅうか、悪臭と
か、そういうことで臭なって、訴訟までうってしまったということが。
あれもやっぱり境界がはっきりしないからなんでやということ、その
ときに池の所有者が、自分がここの地権者という感じで話をされていた
し、水利組合がここまでやというような話をされて、それがまちまちに
なっていたからそういうことが起きているんですよ。今ちょうど14条
地図作成のところのエリアに入っていましたからね、そこらについては
確定もしたからはっきりしている。ただ、反対側のほうでね、まさかと
思っているところが筆界未定になったということは、私は物すごく残念
で仕方ないんですが、その方も転売されるまでにね、はっきりと、不動
産をされている方だと思うんですが、その方と、やはり町が積極的に
話し合ってもらって確定してもらいたいと、そのように思いますので、
ぜひともお願いします。

委員長

ほかに質疑ございませんか。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(10)議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面卷企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、付託議案(10)議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

企画財政
課長

それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

本補正予算では、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として、平成27年2月3日に成立した国の補正予算第1号の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費拡大や地方創生に向けた取り組みを行うため、20事業、事業費にして9,657万1千円を前倒しして予算化しております。なお、これらの事業につきましては、本年度会計中に事業を完了させることができないことから、繰越明許費の予算措置をお願いしているところでございます。

それでは、歳入の補正からご説明をさせていただきます。補正予算書の11ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目民生費

国庫負担金の第3節保険基盤安定負担金で、国民健康保険に係る保険基盤安定負担金が交付決定されたことから、99万6千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項国庫補助金では、第1目総務費国庫補助金で、地域活性化に向けた事業を対象とした、がんばる地域交付金について交付決定がされたことにより、932万7千円の増額、先ほど申しあげました、地域住民生活等緊急支援のための交付金について交付される見込みから、9,126万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第15款県支出金、第1項県負担金では、第2目民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、第4節保険基盤安定負担金698万6千円の増額補正をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第21款町債、第1項町債では、第4目教育債で、がんばる地域交付金の交付決定に伴う町負担額の減額により、中央公民館リニューアル事業債700万円の減額補正をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容でございます。

13ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

初めに、第2款総務費、第1項総務管理費では、第1目一般管理費で、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化する、地域公共交通の確保に要する費用について、第9節旅費5千円、第12節役務費2万2千円、第13節委託料のコミュニティバスバス停標示板設置業務委託料391万4千円、第19節負担金補助及び交付金の地域公共交通会議負担金378万円、あわせまして772万1千円の増額を補正を、また、職員の退職に伴う職員退職手当負担金2,699万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第6目企画費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化する斑鳩町人口ビジョン及び総合戦略の策定に要する費用700万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費では、第1目社会福祉総務費の第28節繰出金で、国民健康保険事業に係る保険基盤安定繰出金等の

確定により945万2千円の増額補正をお願いするものであります。

14ページをお開きいただけますでしょうか。

第3目老人福祉費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化する地域包括ケアシステムの構築に向けた基礎調査業務委託料64万8千円の増額補正をお願いするものであります。

第10目介護保険事業繰出費では、介護保険制度改正に伴うシステム改修が必要となることから、311万5千円の増額補正をお願いするものであります。

第2項児童福祉費では、第1目児童福祉総務費で、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化する出張つどいの広場業務委託料23万4千円の増額補正をお願いするものであります。

15ページにお移りいただけますでしょうか。

第4款衛生費、第1項保健衛生費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化するもので、第1目保健衛生総務費で、官学連携を図りながら、健康寿命の延伸に関する計画策定を進めるため、支援者謝金60万円の増額補正をお願いするものであります。

第2目感染症予防費では、新たにおたふくかぜワクチン接種費用の一部助成を行ってまいりたいことから、324万円の増額補正をお願いするものであります。

第3目母子衛生費では、一般不妊治療及び不育治療の助成について、助成の上限額の引き上げ等を行い拡大実施してまいりたいことから、330万円の増額補正をお願いするものであります。

第2項清掃費では、第2目塵芥処理費で、衛生処理場焼却棟解体撤去工事の実施事業費の確定により、562万2千円の減額補正をお願いするものであります。

16ページをお開きいただけますでしょうか。

第6款商工費、第1項商工費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化するもので、第2目商工業振興費で、消費拡大等を図るため、プレミアム付商品券を発行するとともに、子育て家庭の負担を軽減するため、多子世帯にはプレミアム率をアップして発行するプレミアム付商品券発行補助金4,880万円の増額補正をお

願いするものであります。

第3目観光費では、無料公衆無線の設置として、法隆寺iセンター、JR法隆寺駅自由通路において設置するため、第12節役務費の通信運搬費19万2千円、第15節工事請負費の公衆無線LAN設置工事80万8千円、あわせまして100万円の増額を、観光パンフレットの作成として、観光パンフレットを観光協会に委託して作成するため、第13節委託料の観光パンフレット作成業務委託料100万円の増額を、観光・地域情報の発信として、平成26年4月1日から配信を開始したI-斑鳩町観光・防災ナビと連動する新しい魅力あるアプリの開発を行い、ダウンロード数の増加を目指すため、第13節委託料の観光・防災情報アプリ新機能製作業務委託料100万円、観光・防災情報アプリサーバー運営保守業務委託料60万5千円、あわせまして160万5千円の増額を、観光協会ホームページのリニューアル支援をするため、第19節負担金補助及び交付金の観光協会補助金、ホームページリニューアル支援分100万円の増額を、斑鳩市の開催として、これまでの開催に加えて、法隆寺観光自動車駐車場の閑散期に回数を拡充して開催することから、第19節負担金補助及び交付金の斑鳩市実行委員会補助金150万円の増額を、いかるがウィークの実施として、斑鳩観光の魅力を発信するイベントを1週間継続して開催してまいりたいことから、第19節負担金補助及び交付金のいかるがウィーク実行委員会補助金500万円の増額を、奈良市・斑鳩町連携誘客の推進として、さらなる宣伝誘致を図るため、(仮称)奈良市・斑鳩町連携誘客推進事業負担金150万円の増額補正をお願いするものであります。

第5目歴史街道ネットワーク事業費では、町内の観光案内サイン等の整理を行い、観光客へスムーズかつ的確な観光案内を行うための整備計画を策定することから、第13節委託料の観光ルートサイン整備計画策定業務委託料350万円の増額を、出店者の募集・選考支援や事業コンサルティング等のまちあるき観光拠点実現化の取り組みを進めるため、第13節委託料のまちあるき観光拠点実現化業務委託料100万円の増額補正をお願いするものであります。

17ページにお移りいただけますでしょうか。

第7款土木費、第4項都市計画費では、第2目公共下水道費で、公共下水道事業特別会計において、流域下水道事業市町村負担金が増額となったことから、9万1千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費、第1項教育総務費では、第2目事務局費で、中学1年生を対象に、運動等の大切さを学ぶ機会づくりとして、大学の専門性を活用した指導等を行うため、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化する特別講座に要する費用30万円の増額補正をお願いするものであります。

第5項社会教育費では、第2目公民館費で、中央公民館リニューアル事業債の減による財源振替をお願いしております。

第5目図書館管理運営費では、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化する児童書の蔵書と児童フロアの充実に要する費用250万円の増額補正をお願いするものであります。

18ページをお開きいただけますでしょうか。

第6項保健体育費では、第5目すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費で、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、前倒しして予算化するレスリングマットや新体操カーペットの購入に要する費用512万3千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第11款公債費、第1項公債費では、第2目利子で、平成26年度の定時償還に係る利子額が確定したことから、989万5千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第12款予備費、第1項予備費では、第1目予備費で、今回の補正に要する財源として、1,913万5千円を充当させていただき補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表継続費補正についてであります。衛生処理場焼却棟解体撤去事業に係る継続費につきまして、平成26年第4回町議会定例会において契約の議決をいただき、また、その他経費につきましても確定したことから、事業費の総額を3億3,570万円から2億7,699万6千円に、各年度の年割額を変更する補正をお願いしております。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

第3表繰越明許費補正についてであります。地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して実施する20事業、事業費にして、9,657万1千円のほか、本年度会計において予算の支出を見込めない事業があることから、第4款衛生費、第1項保健衛生費で、火葬場周辺対策事業として125万円、第5款農林水産業費、第1項農業費で、農道維持管理事業として170万円、土地改良事業として908万5千円、第7款土木費、第2項道路橋りょう費で、道路環境整備事業として700万円、道路新設改良事業として4,240万円、あわせまして1億5,800万6千円を追加する補正予算をお願いしております。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

第4表地方債補正についてであります。歳入ところで申しあげましたとおり、がんばる地域交付金の交付決定に伴う町負担額の減により、中央公民館リニューアル事業に係る限度額を2,670万円に変更する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

企画財政課長 以上で、議案第20号 平成26年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきましてのご説明とさせていただきます。ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(午後2時58分 休憩)

(午後2時58分 再開)

委員長

再開いたします。

ただいまより、3時15分まで休憩といたします。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時15分 再開)

委員長

再開いたします。

それでは次に、2の継続審査について、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 真弓生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、2. 継続審査、(1)斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告させていただきます。

初めに、史跡中宮寺跡の整備についてであります。今年度の整備工事の進捗状況であります。最終工程であります盛土工事についても終了し、3月24日の工期内に終了できる見込みがついているところであります。

次に、奈良大学と共同で現在進めております斑鳩大塚古墳の範囲確認調査についてであります。3月2日より実施しております発掘調査につきましては、現在も継続中であることから中間報告の形となりますが、

昨日までに明らかとなった点についてご報告いたします。

昨年度の調査において確認されました古墳の周濠、周りの溝ですね、につきましては、今回の調査におきましても、昨年度の調査区の西側に周濠が確認できましたことから、墳丘の周りを巡っている可能性が高くなってきております。

なお、今回の調査成果を知っていただくために、先ほどもございましたが、報道機関へ記者発表の上、3月29日、日曜日の午後に現地説明会を開催すべく、現在準備を進めております。詳細が決まり次第、議員皆さまにもご案内いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたしませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

次に、3. 各課報告事項について、(2)の斑鳩町の財務書類(平成25年度決算)について、理事者の報告を求めます。

面巻企画財政課長。

企画財政課長 それでは、各課報告事項(2)の斑鳩町の財務書類(平成25年度決算)につきまして、ご説明を申し上げます。

本町では、住民の皆さまへの説明責任のさらなる向上と財政運営等への活用を目指しまして、平成20年度決算から新しい財務書類4表の作成に取り組んでいるところでございます。このたび、平成25年度決算の財務書類を資料2のとおり取りまとめたことから、その概要につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料2の5ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、今回の連結対象範囲につきまして、ご説明をさせていただきます。図表のとおり、普通会計に、水道事業、公共下水道事業などの公営企業会計、国民健康保険事業、介護保険事業などの特別会計を加え、その他に、文化振興財団、社会福祉協議会、観光協会、奈良県後期高齢者医療広域連合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合までを加えております。なお、土地開発公社につきましては、平成24年度に解散しているため、今回から連結対象から外れているところでございます。

その他の連結していない一部事務組合につきましては、各組合にて財務書類が作成された時点で順次連結していく予定となっております。

それでは、斑鳩町の財務書類4表の内容につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、14ページをごらんいただけますでしょうか。普通会計貸借対照表でございます。

この表の左側の借方ですが、資産の部では、これまで形成してきた土地、建物、道路等の公共資産と、投資及び出資金、基金、歳計現金などの合計で、資産合計は約476億1,500万円となっております。

右側の貸方では、上が負債の部となっており、地方債や退職手当引当金などにより、負債合計は約121億200万円となっております。

その下の純資産の部は、資産の部から負債の部を差し引いた金額で、約355億1,300万円となっております。

次に、22ページをごらんいただけますでしょうか。普通会計行政コスト計算書であります。

上の経常行政コストですが、この計算表は、表の左端に、①人にかかるコスト、②物にかかるコスト、③移転支出的なコスト、④その他のコスト、とあるように、性質別に行政コストを区分し、かつ、一番上の行に、生活インフラ・国土保全、教育、福祉とありますように、目的別に行政コストを区分している表となっております。

性質別で構成比を見てみますと、4列目の構成比率のところでございますが、物件費が23.7%と一番高く、次いで人件費が15.9%と続いています。次に、目的別で構成比を見ますと、一番下の行の構成比率

のところでございますが、福祉費が35.5%と一番高く、次いで教育費が14.0%と続いています。

次に、26ページをごらんいただけますでしょうか。普通会計純資産変動計算書であります。

この表は、普通会計貸借対照表で説明いたしました純資産の1年間の増減を表した計算書となっております。左上の期首純資産残高からそれぞれの増減を反映した金額が左下の期末純資産残高となり、この金額が貸借対照表の純資産と一致することになります。

純資産の主な変動要因としては、先ほどご説明いたしました行政コスト計算書の純経常行政コストによる減、地方税、地方交付税、補助金等の受け入れによる増などがあり、これらの結果、純資産はこの1年間で約9,200万円減少したことになります。

次に、30ページをごらんいただけますでしょうか。普通会計資金収支計算書であります。

この計算書は、歳計現金における1年間の収支を表すものですが、3つの収支に区分されております。

まず、一番上の1、経常的収支の部では、町の経常的な行政活動に伴う資金収支を表し、その収支は約13億4,900万円の黒字となっております。

真ん中の2、公共資産整備収支の部では、公共資産の整備に伴う資金収支を表し、その収支は約3億円の赤字となっております。

一番下の3、投資・財務的収支の部では、投資活動や地方債の償還に伴う資金収支を表し、その収支は約8億8,300万円の赤字となっております。

これらにより、平成25年度の1年間で、約1億6,700万円の資金が増加し、年度末の歳計現金残高は約7億7,000万円となっております。

次に、43ページをごらんいただけますでしょうか。こちらからが、先ほどご説明させていただきました連結によります連結貸借対照表でございます。

この連結した財務書類4表の分析につきましては、次の44ページの

表のように、連結した金額が、普通会計と比較して何倍になっているのかを見ているところでございます。

この表では、中央の資産合計が、普通会計と比較し217億5,400万円増の1.5倍であるのに対し、下から3行目の負債合計は、106億6,700万円増の1.9倍、純資産合計は、110億8,700万円増の1.3倍となっております。負債と純資産の比率が、連結することによって負債寄りになっているものとなっておりますところでございます。

次に、47ページをごらんいただけますでしょうか。行政コスト計算書の普通会計と連結との比較でございます。

主な特徴といたしましては、真ん中ぐらいの、3. 移転支出的なコストの①社会保障給付が、普通会計と比較して69億4,900万円増の6.9倍と大幅な増となっております。これは、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計などの保険給付が加わったことによるものでございます。

表の下から8行目の経常行政コスト（A）全体としては、82億6,300万円増の2.1倍となっております。

また、表の下から2行目の経常収益（B）は、各種保険料や水道事業の事業収益が加わったことにより、56億200万円増の17.5倍の大幅な増となっております。

このことによりまして、一番下の行にあります、その差引となる純経常行政コストは、26億6,100万円増の1.4倍となっております。

次に、50ページをごらんいただけますでしょうか。純資産変動計算書の普通会計と連結との比較であります。

この比較表では、先ほどご説明をいたしました行政コスト計算書の純経常行政コストが、26億7,400万円減の1.4倍となっておりますので、その分赤字額がふえたことになっております。ただ、補助金等の受け入れによりその赤字額を上回る額の財源調達ができているために、連結においては、期末の純資産残高は、期首と比較し、3億8,900万円の増となっているところでございます。

最後に、52ページをごらんいただけますでしょうか。資金収支計算

書の普通会計と連結との比較でございます。

この比較表では、3つの区分による収支額について、普通会計と比較していますが、特徴といたしましては、表の下から5行目の翌年度繰上充用金増減額として、約2,100万円を計上しているところでございます。

期首資金残高、期末資金残高とも、連単倍率が、5.2倍、4.3倍と高くなっていますが、これは、普通会計の資金では計上されなかった財政調整基金及び減債基金が連結の収支に含まれているためでございます。金額につきましては、期末資金残高では、連結における増加額25億3,300万円のうち、20億3,300万円がその基金分となっているところでございます。そうしたことから、その大部分を占めることになっております。

連結の全体では、普通会計の歳計現金の増などの影響により、前年度と比較して、資金残高が1億8,500万円の増となっております。

以上で、斑鳩町の財務書類4表に関する説明を終わらせていただきます。詳細な分析につきましては、資料の本文に記載しておりますので、また後ほどお読みいただければと考えております。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があればお受けをいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、(3)の「斑鳩町命のパスポート」の配布について、理事者の報告を求めます。 黒崎総務課長

総務課長 それでは、各課報告事項の(3)「斑鳩町命のパスポート」の配布についてご報告させていただきます。

恐れ入りますが、お手元にお配りをいたしています資料3の斑鳩町命のパスポートをごらんください。

東日本大震災におきましては、被災者の持病、アレルギーの内容や常

用薬の名前、また、緊急連絡先などの情報がわからないために、迅速な救助活動に支障が生じるという状況がございました。

こうしたことから、当町におきましては、災害等で救助や援護が必要となった際に、医師などに必要な情報を円滑に伝えていただくことができるよう、氏名、住所、生年月日、血液型などのほか、身体や介護の状況、持病、アレルギー、常用薬などの自分自身の情報を記載することができる斑鳩町命のパスポートを作成いたします。

この命のパスポートは、切り取って折りたたんでいただくことにより、運転免許証とほぼ同じサイズになりまして、財布や定期入れ、手帳などに収納し、常に携帯することができるようになっております。

資料の表紙を1枚開いていただきまして、左側には、この使い方を記載しております。こちらにも記載がございしますが、1冊の冊子で6人分の命のパスポートが作成可能というふうにご作成をいたします。資料のほうでは2人分をつけておりますが、実際にお配りさせていただく冊子は6人分というふうになっております。

この斑鳩町命のパスポートにつきましては、来月4月号の町広報紙に挟み込みにより、町内全世帯に配布を予定しております。

なお、本日の資料は、通常のコピーのコピー用紙に印刷したものでございますが、配布させていただく際には、長期保存が可能で、破損しにくく、また、鉛筆、ボールペンでも記入することができるコート紙を使用することとしております。

以上、「斑鳩町命のパスポート」の配布についてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けをいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

ほかに理事者のほうから何か報告しておくことはございませんか。

清水教育長。

教育長

では、私のほうから2点ばかり、お詫びを含めまして報告をさせていただきます。

まず、1点目でございます。斑鳩小学校における学校給食の調理洗浄業務の導入についてでございます。

当町におきましては、平成19年度に初めて斑鳩南中学校で業務委託をして以降、順次、各学校で業務委託をしてまいり、現在は小・中学校5校のうち、斑鳩小学校だけが直営で運営をしているところでございます。

斑鳩小学校におきましては、現在、正規職員3人と臨時職員とで運営しておるわけでありますが、その正規職員も本年度の26年度末に1人、来年度の平成27年度末に1人、それぞれ定年退職をすることになります。この結果、平成28年度には、正規職員が1人となることから、この斑鳩小学校におきましても、平成28年度から業務委託をすることとし、その必要額等も含めまして、先週開催していただきました予算審査特別委員会でご審議を賜ったところでございます。本来、担当常任委員会でございます本総務常任委員会に先に申しあげておくべき事項であるにもかかわらず、順序が後先になったことにつきまして、まことに申しわけなく思っております。お詫びを申しあげます。

なお、1人残ることによります職員につきましては、本人の意向を確認しながら適所に配置をしてまいりたいというふうに考えております。それが1点でございます。

もう1点でございます。町立幼稚園におきます保育補助員の雇用についてでございます。

町立幼稚園の保育補助員でございますけども、来年度、本年4月1日から、障害者の雇用の促進を図る一環といたしまして、西和養護学校の高等部を今春卒業いたしました知的障害者を町立幼稚園におきまして保育の補助員として1名を、臨時職員ではございますが雇用することとしております。

その業務内容といたしましては、学級担任とともに教室に入って保育の補助を行うこととしております。

なお、今回、雇用を予定している者におきましては、これまでも町立幼稚園等で職場実習を経験している者であります。また、さらに、昨日の3月16日から事前研修も行っております。

以上、町立幼稚園の保育補助員の雇用についての報告であります。あわせて2点、報告させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

委員長 今の件について、何か質疑、ご意見等はございませんか。 辻委員。

辻委員 教育長言うた洗浄業務のやつですけども、以前は多分、新規事業は各担当の委員会で報告してくれということであったと思います。その後、議員懇談会で予算の概要、新規の事業とか報告されていますので、担当常任委員会で今、今日までもうこんなんされていなかったと思う、新規事業はされていないような感じもしますねんけども。

忘れていたというお詫びですけども、本来は新規事業、予算編成の中での懇談会で新規事業、特に総務部長のほうから新規事業、これは新規事業ですということで説明もいただいていますので、全員が新規事業を知っているということで、担当常任委員会で今日まで、途中でこういう委員会では新規事業、事前委員会で新規事業の報告は、ここ何年かされていなかったと思うねんけど、その辺の感じどうです。その辺で、今後、担当常任委員会で新規事業を説明してもらおうのかも含めて。

委員長 乾総務部長。

総務部長 私のほうから、議員懇談会ということで、提出議案とそれから新年度予算の関係、説明はさせていただきましたが、この、今、教育長が説明させていただいた分は、債務負担行為の分でございます、この分についてはちょっと議員懇談会で説明をいたしませんでしたので、抜けておったというか、説明しなかったということでございますので、総務委員会で、今、報告させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

(午後 3 時 3 8 分 休憩)

(午後 3 時 4 1 分 再開)

委員長

それでは、再開します。

ほかに。 木澤委員。

木澤委員

私、議会運営委員会の委員長させてもらっている中で、今いただいた、教育長からの報告と委員さんからの意見を踏まえて、またどういう形で報告いただくかっていうのは、議会運営委員会の中でも一定議論をして、整理をしていきたいというふうに思いますので。

委員長

よろしく願いいたします。

ほかに理事者側からのほうから報告しておくべきことはございませんか。 面巻企画財政課長。

企画財政

企画財政課から 2 点、ご報告を申しあげます。

課長

初めに、町有地の売り払いについてでございます。

平成 2 6 年 1 1 月、本委員会でご報告を申しあげました阿波 2 丁目地内の町有地、旧野外センター跡地及び追手団地跡地 3 物件の町有地について、一般競争入札による売り払いを進めることとしておりましたが、平成 2 7 年 2 月 2 4 日までの申込受付期限までに申込者がなく、入札を取り止めさせていただきました。

今後の対応につきましては、追手団地跡地は、阿波 2 丁目地内町有地、旧野外センター跡地と同様に、再度一般競争入札による売り払いを進めてまいりたいと考えておりますが、阿波 2 丁目地内の町有地及び旧野外センター跡地につきましては、一般競争入札での売り払いが不調となった自治体では、随意契約による売り払いを進められており、これら自治体の事例を参考にさせていただきながら、随意契約による売り払いを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申しあげます。

以上で、町有地の売り払いにつきましてのご報告とさせていただきます。

続きまして、内閣府の地方創生人材支援制度の活用についてでございます。

地方創生に対する地方の取り組みについて、この人的支援を行うため、内閣府では、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、原則5万人以下の市町村1,178団体を対象に、国家公務員で常勤約25人、大学研究者、民間調査研究機関職員で常勤で10人、非常勤65人、あわせて約100人を派遣する地方創生人材支援制度が創設されました。全国で、非常に少ない枠となっておりますが、この支援制度を積極的に活用したいことから、現在、内閣府に要望を行っているところでございます。

また、この人材派遣に係る人件費等は派遣される市町村で負担することとされており、派遣決定を受けた場合には、平成27年度において予算補正等必要な対応を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、内閣府の地方創生人材支援制度の活用につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 ただいまの報告について、質疑、ご意見等ございませんか。
小野委員。

小野委員 町有地売り払いの件なんですがね、申込者がなかったということで、入札による、2つの物件はね、もう2回されているんです。だからもう3回目ということになるから、随意契約でっていうような形がね、どういう形へとっていけるのかね、私も全然つかめてこないんですよ。

建設工事費というのは、これは地方自治法上、入札で2回、3回、3回で予定価格に達しなかった場合は随意契約してもいいと、最低のところと話し合い。そういうの、たしかあったと思うんですよ。斑鳩町については、そういうこともない、不落随契という一番悪いあれですが、予定価格ももう出しているから、それ以上は全然話にならへんちゅうこと

で、それ、3回目までいくことがないから、不落随契やれることはないんですが、今回この入札で金額ある程度、こちら予定価格も出して、それでも入札に参加申込みがなかった場合、そういうのを公告していなかった場合に、随意契約についていうて、その随意契約をする相手ちゅうのをね、どのようにして選定するのか、私ちょっとつかみどころないし、今、課長が先進地のあれもいろいろ研究してということなので、公売にかけたところ、2回やったから随意契約という、そういうのが大体わからんでもないねんけどね、交渉する相手ちゅうのは、どういうところを想定されるの。

企画財政
課長

先進地におきましては、公募によります随意契約、いわゆるインターネット等で広く、こういう物件を出していますと。予定価格も決めた中で、これ以上の金額で売り払いますよといった形をとられているところが多いんです。そういった形でうちも、本町におきまして、そういった形で進めていければというふうに、今、調査研究しているところでございます。以上です。

小野委員

そのときに一応予定価格ちゅうか、それは公表していくと。それで今よりもっと広く公募をかけていくと、インターネットによりね、そういうことによって、その中での応募者を見て、それで入札じゃなくて随意契約。

ということは、向こうの価格はいただくのやろ、その辺ちょっと。

企画財政
課長

先ほども申しあげましたとおり、いわゆるインターネット等を通じまして、価格のほうも、いわゆる売り払い価格ですね、それも公表してまいります。ある団体におきましては、もう先着順で、この価格以上ってなればその方と随意契約をされているところがございます。また、期間を設けて、1か月、あるいは半年、期間を設けてその中で一番価格が高かった人っていうこともございますので。そのあたりを調査、研究してまいって、対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 理事者側のほうから、ほかに報告しておくべきことはございませんか。

(な し)

委員長 各課報告事項については、報告を受けたということで終わります。
続いて、4. その他について、各委員より質疑、ご意見等がございましたらお受けをいたします。 木澤委員。

木澤委員 1点、予算委員会の中でできなかった議論、本来総務常任委員会で議論すべきことやということで、こちらのほうでお尋ねしたいと思うんです。

12月の総務常任委員会の中で、講師の採用で、教育長、こうした今の状況でいくと、若干ランクを下げた講師を雇わざるを得ないという発言をしてはって、実際に採用されているのは、教員免許を持った方を採用されていると思うんですけども、教員採用試験は合格しなかったけども、一定、教員免許を持っておられる方っていうのは、経験積んではあったりしてはったらまたあれなのかもしれませんけども、ランクを下げてっていうのはどういう意味で言っているのか、ちょっと確認をしておきたいと思うんですけども。

委員長 清水教育長。

教育長 説明が足りなかったようで申しわけないですけども、同じ教員免許を持っておっても、力量っていうんかな、スキルっていうんですか、担任を持てる力量を持っている人物もおりますし、担任は持てないまでも教科では指導できるよといった者もおるわけでありまして。教科は持てるけ

ど、担任は今の力量では無理だなという人間も、それは経験を積めば一定の力量は当然出てくると思うんですけども、そういう意味で申しあげました。

畿央大学の例お話も前させていただきましたけども、畿央大学の中でも、教員免許を取って試験合格しなかった者の中でも、そういった力量、力量っていうんですか、担任持てる力量を持っている者、今のままではまだ担任は無理ですよっていう者、教員免許は取得したものの、もうちょっと課題がある学生というか、卒業見込みの者、そういうランクは当然学校の方で持っておりまして、言っていたのは、A、B、Cとランクつけるとしたら、今のままではCランクの者にも講師としてきていただくような必要が生じてくるという意味で申しあげたんです。

木澤委員　　そうすると、畿央大学から推薦のある方をこれまで採用してこられたっていうふうに言うてはったと思うんですけども、だから、一般に公募をすると、試験せないかんとか、ほかに手間がかかる問題はあるけども、せやけども、一般で応募をしても、担任をできるような方かどうかっていうのが、その時点ではわからなかったりとか、実際に教員免許を持っていても、担任を任せない方というのがいるということでおっしゃっていたっていうことですかね。

教育長　　そのとおりでございます。全てが全て畿央大学っていうことではなくてですね、奈良県教育委員会にもご紹介いただいたり、近隣の町村で町の講師していたけども、来年はちょっとほかを雇ってみたら、情報交換をしながらも、畿央大学だけじゃないっていうのでちょっとご理解賜りたいと思います。

それと、畿央大学は特に中学校の免許はまだあれですので、中学校については畿央大学以外から、教育大の先生に紹介をしていただいたり、ほかで経験積んでいた人を紹介してもらったりした中で、全ての、畿央大学の全部、来ていただいて、うちでとりあえず、学校教育指導主事、課長とで面接をして、見極めた上での採用となっております。以上です。

木澤委員　この間、一般質問とか、この委員会とか、予算委員会の中でも、学級編制を今後どうしていくのかっていうことで、いろいろ議論をさせていただいた中でですね、講師の確保が大変だというふうにおっしゃっていただいていたので、実情がどうなっているのかなというのも聞かせていただいた上にですね、さらにやっぱり私としたら、講師を確保できる手立てをもっと研究をしてですね、やっぱり充実をさせていっていただきたいというふうに思います。今回、今、聞かせていただいて、今後さらにどう充実をしていくのかっていうのはさらに議論はしていきたいと思いますので、町としてはそうしたつてを持って、30人学級はやっぱり維持をしてほしいというふうをお願いをしておきたいと思います。

委員長　　伴委員。

伴委員　　すみません、えらいもう。今ちょっと学級、新年度からの、まあ言うたら学級に対する児童、生徒の定員の件なんですけど、ちょっと確認させていただきたいんですけど、確かに1つは講師の質ということも確かに説明の中にありましたが、それ以外のことでも今回こういう形の判断をされたとは私は思っておるんです。子どもの視点でいろいろな角度から、まあ言うたら斑鳩の教育を考えていく上でされたと思うんですが、そのあたり、この講師の質以外で、まあ言うたらこうしていこうとされた、その辺の内容といいますか、その根拠、ちょっと教えていただけたら。もう1度確認したいです。

教育長　　今、伴委員、ご指摘につきましては、一般質問の中でもお答えをさせていただいたと思いますけども、30人以下の集団が子どもに及ぼす影響っていうのは、いい面も当然あります。しかし、集団として22、3人、あるいは、少ない数、22、3人のクラスございますので、それが果たしていいのかどうか。なるほど、小学校1年生、2年生では、やはり小学校入ってすぐ、1、2年については、やっぱり少人数でそういった基本的な学習習慣をつけていくっていうことから言えば、少ないほうがいいのかもわかりませんが、3年生、4年生、5年生となっていく

中で、やっぱり初めは先生からしか教えてもらわない、先生を頼りにしている学年、あるいはやがて友達同士から学ぶ状況になってくるといったこともございます。その中で、切磋琢磨する集団として30人以下がええのかということから、もうちょっと範囲を広げて、人数を多くして35人ということで導入をさせていただいたということも1つございます。

それと、もう1つ言わせてもらっていたのは、小学校、平成21年度から導入、30人学級導入させてもらって、それを順次拡大して、今の小学校6年生の子どもが小学校1年からずっと、5年生までですけど、6年はほかの少人数管理でやっていますけど、6年になったと。それで、去年の全国学力テストの結果を見ても、そんなに飛びぬけていいわけじゃない。ただ、学力というのは学校の生活の一側面でしかないという言い方もあるかもわかりませんが、やはりそうした指標というのは出てくるべきものではないのかなという中で、この際、もうちょっといろいろな、いい点、悪い点はあるとは認識はしていますけども、少人数学級はやっぱりいい点はあるという中から、40人じゃなくて35人で、それも3年生から中学校3年生まで統一していったほうがスムーズにいくだろうということも含めまして、今回の編制にさせていただいたということでもあります。

伴委員 今、教育長、ちょっと話ししていただいたように、やはりある面で今がいいんだというのではなく、常に試行錯誤していただいて、子ども達の視点で、子ども達のためになるような形で、今後考えていっていただきたいと、私はそう思います。以上です。

委員長 ほかに、その他に、ございませんか。 小野委員。

小野委員 私もそのことでちょっと。

実は、きょう斑鳩中学校では149名の卒業生がおったんですが、もしこの149名という生徒数になれば、35人学級だったら、これは平均したら37になりますので、ちょっとしんどかったのかなということもあるんですがね。35人学級に今度はなっていくということに対して、

今、教育長がおっしゃるように、もう小学校3年生からずっと同じのほ
うが、クラス編制する必要もないしね、いいんじゃないかなということ
もあります。

それと、やはり講師云々の話もありますけどね、財政的なことも。や
はりその講師がどうのこうのじゃなくて、子どもらのためにはやはり今
までやってきたことを検証して、さらにこう進めていくという、このこ
とについてはもう大歓迎していますねんけどね。これでまたやって、い
ろいろ、また5年、6年してからまた考えてもらったらいいかなという
ことで、このことについては私は歓迎していますし、そのことを申しあ
げておきたいと思います。

それで、ちょっと細かいことちょっと今、話させてもらおうと思う
んですがね、毎年ね、恒例っちゅうたらおかしいんですが、町の自治会
連合会の役員さんたちとね、議会とのね、懇談会をやっていたんですが
ね、このかかり、これをやろうとしたときのことにはまた別の意味もあ
ったんですがね、総務課が一応その事務局的なことでいろいろなまとめ
てもらって、議会へ申し入れやっていた。そのことも、今年度は
ないということね、自治会連合会の役員さんからその申し入れはどん
な理由でね、ないのかね、何か聞いておられるのか、いやもう、何も申
し入れないから、こちらへ、議会へ申し入れもしていないんですという
だけでは、私は今までやってきた中で、担当してもらっていたという
ことに対してね、ちょっと無責任かなと思いますのでね、その点の経緯
についてね、ちょっと教えてもらいたいと思います。

委員長

谷口総務課参事。

総務課参
事

自治会連合会の事務局としてお答えさせていただきたいと思いますが、
自治会連合会の事業として毎年、今、委員おっしゃっていただいたよう
に、議員と自治会連合会役員との懇談会、例年やってきてこられていま
す。ただ、町会議員の選挙のある年というのは、今までもその年におい
てはこういった懇談会はしていないという経緯でこれまでも来たと思
いますので、今回も同じような認識でいるということでございます。

小野委員 そうしたら、4年ごとにはそれはなかったんですかね、今まで。完全になかったということによろしいんですか。

総務課参事 4年前にもなかったということでございます。

小野委員 私はね、むしろね、その役員さんらの考え方がおかしいんだと思うんですよ。私は議員としてはね、そういう自治会の役員さんらと議会についてのことも話をしていこうとか、昨年、議会運営委員会で練って、住民懇談会の要領もこしらえました。昨年度にこしらえて、やっとこの前申し入れがあったので、ちょうどこの議会が終わってからの、26日セッティングしていますねんけどね、あの趣旨もね、やはり議会というものを知ってもらいたい。だからこの自治会連合会との懇談会も議会がどうやということ、特にね、選挙前なんかはね、今までやっていたような記憶するし、私らもその役員さんらに、自分らの議員としての自覚、やっていることをPRできるいい場所だという認識でね、積極的に参加していたと思うんですがね。ちょっとそれは残念やなと思ってね、今、思っておるんですがね。そうして統一地方選挙の年には、遠慮されているのか、何も自治会の、その人に私らが選挙運動してくれとか、そなん言うの違いますからね。私ら議会というものを知ってもらって、選挙に対しての認識を深めてもらいたいということで、これはずっと今までできていたんやけどね。というのは、この懇談会をやるときには、いろいろなことでほかのところから議会に対していろいろな圧力的なことがあったのでね、それはおかしいやんかということで、それから町自治会連合会の会長さんや副会長さんが、住民のために頑張ってもらっていますからいろいろ話し合いしましょうということでセッティングしたやつやからね。そこらもちょっと残念だなと思っています。

それと、またあれやねんけど、昨年ね、龍田地区からね、龍田地区の自治会連合会、龍田連合会のほうから要望書、地域交流館の建設についてね、場所も設定して要望書あがってきて、議会でもいろいろと議論ちゅうか調査させてもうてきました。そこ建てるということに対しては、

前向きに町からもいろいろ回答をもらっていたんですが、その用地がね、なかなか進まない。それが町営住宅跡地だということで、建設水道常任委員会ではその進み具合というものは、私も建設水道常任委員会にいますから、用地がなかなかうまくいかないということで、なっておるのは知っていますが、その要望書があがってきてあって、そのことについてね、役員さんらに今の状態をとかいうことで話をしておられるのか。これ、この改選でごろんと変わりますので、そういう扱いをこれからどうしていったらええのかということも兼ねてね、総務のほうで、実際やってもらえる、実行してもらえる総務としては、その要望書に対してはどのように考えておられるのかね。いや、これはずっとあるから、用地さえ解決すればまた予算化していくという考えがあるのか、いやもう、ちょっともう、こんなんは難しいという考えになっているのか。というのは、私ども同じ龍田地区にいてるものにとってみて、そちらのほうの話がもうだめだといわれたら、また違う候補地も探さないかんとということもありますのでね、その点もちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

委員長 乾総務部長。

総務部長 龍田地区のほうから要望書が出てまいっております。このときにも当然回答はさせていただいているんですけども、1件、町営住宅の関係で残っているという関係で、これを整理させていただいて、その後において進めさせていただきますということで、これはもう、今現在もそういう形で、会長さんのほうにはそういう形で、お問い合わせあったときにはそういう形で回答をさせていただいておりますので、これが解決できた段階で進めさせていただくということでございます。

小野委員 というのはね、議会も改選時期を迎えますし、龍田自治連合会も役員がかわりますのでね、そこらはきちっと認識を一緒にしとかなければ、またちぐはぐなことが起きてくるんじゃないかなと思いますのでね。私は自治会長でもありませんので、そのことは聞いていないんですが、龍田地区からということいろいろ、連合会の会長からもね、協力要請が

きていましたので、私は精一杯頑張っているつもりやったけど、なんか全然言ってもうていないからね、どういうことになっているんやろうなということだね、ちょっとこの総務のほうで聞かせてもうておこうかなと思いました。

それと、今、選挙、選挙という話で、公選法についてちょっと確認したいことがありますので、お願いします。公選法に基づいて私も看板、あれは申し込んで、許可、認可、許可してもらっているのかな、あの看板を。公選法に基づく看板あげさせてもらっていますが、たしかあれ、幅も高さも規定があったと思うんです、なんぼ掛けるなんぼ。それはなんぼ掛けるなんぼですか。規定、あったんですね。

委員長 黒崎総務課長。

総務課長 委員のおっしゃっているのは、政治活動用の看板、150センチ掛ける40センチ以内というふうに規定がされております。

小野委員 150というのは、俗に言う足もついでの話なのか、私らの書いている看板、この長さだけ、どちらですか。

総務課長 足も含んでの長さです。

小野委員 選挙でいろいろ、近づいてきたら、新人さんも用意して出しておられるんですがね、特に新人さんらのね、長さとかね、張ってある場所とか、それらについてやっぱりチェックしているんですか、していないんですか。

総務課長 個人のほうと講演会のほうがそれぞれありましてですね、届け出に基づきまして、その設置のされる場所と個数ですね、のほうの届け出を願っておりますが、事務所として可能かどうかの確認は行いますが、実際にですね、その場所に行ってその長さを測っているということでございます。

小野委員 実際それを掲示されたときは、一応見に行って、長さを測っているということですか。測っているのか、測っていないのか、それだけ聞いているんです。

総務課長 実際長さは測っておりません。

小野委員 なぜ測らないんですか。公選法で今、150掛ける40やということ、決まっているんでしょう。それを許可、張ってもいいんですよ、公選法上張ってもいいんですよということであるので、そんなもの、コンベクション持って測ったらしまいでしょう。私が言うのはね、それをなぜ測らないんですかという。見た目でももう長いのかあるんですよ。なぜそんな測らないんですか。許可しているんでしょう。だからね、すぐ測ってね、長いようなところはその設置者に対してね、これは公選法に抵触しますと。抵触するんですやん、これ以上のものは。それをなぜしないかという。それはおかしいことはしやんといてくださいよ。すぐ回ってください。

それとね、例えば民生委員とかね、いろいろな、町からのそういう行政の委員さん、委嘱している委員さんについては、公選法に基づいて、結局選挙運動ちゅうか、選挙運動とか、後援会運動はかまへんのかな、事前にね、訪問するとか、それはもうもってのほかだと思っただけですがね、それらについて、私も聞いています。民生委員さんが新人の候補者を連れて私の家へ来たとかね。そういう情報は入っていないんですかね、選管のほうには。

総務課長 現在ちょっと、民生委員さんが次期、その候補者の方を連れられて訪問されているというふうな情報は入っておりません。

小野委員 そうしたらね、総務部長に聞くけどね、民生委員は総務関係やったかな。違うのかな。委嘱するときに、そういう選挙運動はやはりしてはだめだというような、そういう話はされているのか、されていないのか、

その点はどうなんですかね。

委員長 乾総務部長。

総務部長 今、民生委員の事務局が社会福祉協議会になっておりますので、委嘱は大臣の委嘱になっていると思います、国のほうの委嘱になっていると思いますが、任命のときには、当然そういう冊子ですか、民生委員さんのしおり、しおりというんですか、手引きの中にそういう選挙運動の関係、出ていると思います。民生委員としての地位を利用して選挙運動をしてはならないというふうになっておりますので、そういった冊子をお配りになって、民生委員さんもそれは承知されていると思います。

小野委員 その、してはならないというのは、何に基づいてのことなんですかね。公選法ですか。

総務部長 民生委員法の関係で規定されていると思います。

小野委員 結局、選挙運動をしてはならない、地位を利用してという言葉についているけど、選挙運動をしてはならないということは、公選法を守っている選挙管理委員会も、やはりある程度のこと指導しなければいけないんじゃないかなと思うんですけど、それは民生法でそれ、されているから、そちらのほうの分野やということじゃなくて、選挙という全体を捉まえて、やはり選管もね、同じようにして指導すべきだと思うんですよ。その点はもう関係ないということですかね。

総務部長 関係ないということはございませんけれども、ただ、そういった事実があるということが、もしあるのであれば、それはその行為が即公選法違反やということにはなるか、ならないか、それはわかりませんが、それは当然告発という行為があつて、それがまた裁判で裁かれることとなりますので、選挙管理委員会としては、選挙の管理、執行ということでございますので、その行為を告発するとかいうものの機関ではご

ざいませんで、選挙を適正に執行するという、選挙管理委員会は機関でございますので、そうしたことがもしあるようでしたら、もし告発ということをするのでしたら、それはその方の意思に基づいてされることですから、選挙管理委員会としては、どちらかはっきりわかりませんので、それを指導するということはできないというものでございます。

小野委員

あのね、私はそんなね、細々したことを言うているの違うねん。そういうことがね、その方は知らずにやってはるねん、頼まれて、ね。だから、もっとそういうことについてもらえる人、今、民生委員のばかり話ししているけど、ほかのこともあるねん、ね。だから、そうして町のそういう行政委員さんに、やはりそういうものは、もう最初からだめなんですよということをね、啓発してあるということじゃなくてね、やはりしっかりとね。その方も、そんなんしても、自分はそれでしていない、そういうこととは違うということでもね、極端にね、気にしてはる人もいます。私はもうこういうことですから、そういうことはできませんよって言うてはる人も。だけど、ほとんどの人が、そういうことではなくて、ほかの、自分にそういう、今、民生委員ばかり言うていてあれやけど、悪いけど、民生委員さんには悪いけどね、その人がほかの要素でそれを連れていくということもやっておられるのでね、自分は民生委員やったら、民生委員やからそれはできませんよという、断れるようにね、話をしておいてもらいたい、そういうことなんです。そんな告発やどうのこうのいうて、そんなことは私は一切言うていません。

先ほどのこともそうですよ、ね。公選法違反やろう、それで何かあったらどうするねんというの。その方は知らずにやっておられるから、前もってそうしてやってほしいということ言うているんですよ。チェックをして、看板チェックして、ああ、これちょっと大きいですよと、私らが許可しているのはこれだけですよ、だからすぐに訂正してくださいよとか、そういう努力をしてほしいというんです。

看板についてもそうです。それから民生委員とかそういう行政の委員さんらにも、知らずに自分はこういうことで、そういう誰か立候補予定者の方と一緒にね、戸別訪問、戸別訪問ですよ、事前のね、それをする

のは、自分にはこういう肩書きがあるからやったらあかんねんということがね、わかるように、いろいろ指導したってほしい。就任される時もそうやし、選挙が近なったら、そこらの会長さんなりに、いろいろ気をつけてくださいというようなね、そういう指導をしてほしいなど、そのように思います。それらについてはどうなんですか。

総務部長 委員おっしゃることも確かにございます。それで、これについては、任命の当初ね、そういうお話はさせていただいていると思いますが、お忘れになってるのか、認識がちょっとされていないのか、ちょっとその辺はわかりませんが、そういったことでもう1度それを徹底するというか、もう1度お願いするという形はとれると思いますので。

小野委員 今言うのもおかしいんですけど、私も選挙受けてきている身ですから、だからどうのこうのということ言わないんですが、統一地方選挙、突発的な選挙違いますから、一番身近な選挙ですので、そのやっぱり半年前とかね、それぐらいのときには、いろいろそういうことを再確認するという形で、いろいろな行政委員さんとか、そういう抵触するおそれがあることをお願いしている人らにはやはり再確認と、それをやってもらいたいなど。それと、明後日ですか、町議選の説明会もありますので、その説明会のほうで運動員としてね、そうして来られる方に、くれぐれも、公選法にはこういう縛りがありますよと、いつも説明はしておられますが、具体的にこういうものは抵触しますよと、ね。それから今の看板についてもね、大きい看板はちょっとまずいですっちゅうかはつきりとね、その陣営に対しても言うてもらっておくほうが、私は、どこからも何も言われなような選挙ができるんじゃないかなと、そのように思うのでね、ぜひともまた洗い直しとか、やってもらいたいなど、そのように思います。

その点も、そんなんもう測っていないんやというのは、私もわかっていますよ。そんなん測っていないんやと。だからあんな大きいのがあがってあっても平気でみんなしはるねん。その1メートル50と40ってということで、以前に私は強力に言うて、国政選挙のあれでしたかね、足

を切ってもらえっちゅうてね、その陣営へ言いにいってもらったことがあるんです。せやから、そのときの選管からは、そのところの、その陣営へ話つけはってね。

そんなちまちましたことでね、言わんなんような陣営、というのは、本来は選挙でね、しっかりと公選法を見て、何があかんねん、何がいいんやということをしかりとその参謀なんかは知ってなあかん。知った上でやっているところもあります、ね。そうしたら、そんな人らは告発せえと、そうなるので。だから選管というのもしっかりとね、やっぱりそういう公選法を説明して、またある程度フォローもして、やはりその陣営に対しても話をしてもらいたいと、そのように思います。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかになんか質疑ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、その他についてもこれで終わります。
これをもって、本日の案件については全て終了いたしました。
なお、本日の委員会の報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 ありがとうございます。
それでは、閉会に当たりまして、町長のご挨拶をお受けいたします。
小城町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。
皆さま、お疲れさまでした。

(午後 4 時 2 2 分 閉会)